

川崎発電所リブレース計画に係る法対象条例方法審査書の公告  
について（お知らせ）

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第53条の規定に基づき法対象条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 法対象事業者の名称及び住所

事業者の名称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者の名称：代表取締役社長 清野 智

主たる事業者の所在地：東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

2 法対象事業の名称及び種類

名称：川崎発電所リブレース計画

種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

3 法対象対象事業を実施する区域

神奈川県川崎市川崎区扇町8番3号

4 法対象条例方法審査書公告年月日

平成18年6月21日（水）

5 問い合わせ先

東京都渋谷区代々木二丁目2番6号

東京電気工事事務所エネルギー開発

電話 03 - 3320 - 1925

（環境局環境評価室 担当）

電話 200 - 2156

# 川崎発電所リプレース計画 に係る法対象条例方法審査書

(概要)

平成18年6月

川崎市

はじめに

川崎発電所リプレース計画は、東日本旅客鉄道株式会社が、川崎区扇町8番3号の東日本旅客鉄道株式会社川崎火力発電所構内、約6.5haの区域において、老朽化した発電所のリプレースを行うものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成18年2月24日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)を提出した。

市は、これを受け、法対象条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書1通の提出があった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成18年6月15日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

# 1 事業の概要

## (1) 事業者

事業者の名称 東日本旅客鉄道株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 清野 智

主たる事務所の所在地 (本社)東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
(東京電気工事事務所)東京都渋谷区代々木二丁目2番6号

## (2) 法対象事業の名称及び種類

法対象事業の名称：川崎発電所リプレース計画

法対象事業の種類：発電所（火力発電所）の新設

## (3) 法対象事業を実施する区域

所在地：川崎市川崎区扇町8番3号

法対象事業実施区域：約 65,000 m<sup>2</sup>（工業専用地域）

## (4) 計画の概要

### ア 目的

老朽化した発電所のリプレース(既設の1号機及び4号機を廃止し、新たに新1号機、新4号機及び5号機を設置)

### イ 新設する施設の概要

項目		新1号機	新4号機	5号機
原動機の種類		ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）		
発電機の出力		20万kW級	20万kW級	20万kW級
燃料	種類	天然ガス	天然ガス	天然ガス
	年間使用量	約2.3億m <sup>3</sup> N	約2.3億m <sup>3</sup> N	約2.3億m <sup>3</sup> N
煙突高さ		約100m	約100m	約100m
取水方式		深層取水方式（新設による鉛直取水方式）		

注：燃料の年間使用量は、利用率60%と想定。

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本計画では、環境影響評価法対象の評価項目以外の条例に基づく環境影響評価項目として、緑、電波障害、地域交通及び安全について予測及び評価を行うとしており、その選定は概ね妥当である。

法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）の作成に際しては、法対象条例方法書に記載した内容に加え、本審査意見の内容を踏まえ、環境影響評価の調査、予測及び評価を行うこと。

### (2) 個別事項

#### ア 緑（緑の質、緑の量、植栽土壌）

本計画では、供用時における緑の質、緑の量及び植栽土壌について予測及び評価を行うとしているが、植栽樹木の適合性や緑の構成等について総合的な評価を行い、運河からの景観の向上にも資する充実した緑環境の形成に努めること。

#### イ 電波障害

本計画では、電気工作物により発生するテレビ電波受信障害の範囲及び程度について予測及び評価を行うとしているが、本計画の事業実施区域周辺は工業専用地域であるものの、数軒の民家が存在することを踏まえて、予測及び評価を行うこと。

#### ウ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、建設時における工事用車両の走行及び供用時の定期点検時における関連車両による交通量及び交通流への影響並びに交通安全への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

#### エ 安全（火災爆発等）

本計画では、供用時の発電所における危険物の取扱い状況並びに保安防災設備及び保安防災体制について予測及び評価を行うとしているが、本計画で使用される発電用燃料の天然ガスを受け入れるパイプラインの設計及び施工に当たっては、最新の技術を採用し、周辺環境

に支障を及ぼさないよう、万全の措置を講ずること。

このため、発生し得る災害の種類や形態、周辺地域への危険性等について予測及び評価を行うとともに、災害発生時の緊急体制等を明らかにすること。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例方法書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」、「エネルギー」及び「地震時等の災害」の各項目における環境配慮方針については、その積極的な取組が望まれることから、環境配慮の具体的な措置の内容について、法対象条例準備書で明らかにすること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成18年	2月24日	法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理
	3月7日	法対象条例方法書の公告、縦覧開始
	3月15日	市長から審議会に法対象条例方法書について諮問
	4月20日	法対象条例方法書の縦覧終了、法対象条例意見書の提出締切り 法対象条例意見書の提出 1件
	4月28日	法対象事業者に法対象条例意見書の写し送付
	5月10日	法対象条例方法書についての意見の概要と事業者の見解を受理
	6月15日	審議会から市長に法対象条例方法書について答申
	6月21日	法対象条例方法審査書公告 法対象事業者あて法対象条例方法審査書送付

### 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成18年	3月15日	市長から「川崎発電所リプレース計画」に係る法対象条例環境影響評価方法書の審査について、審議会あて諮問
	3月17日	審議会（現地視察）
	5月16日	審議会（事業者説明及び審議）
	6月14日	審議会（答申案審議）
	6月15日	審議会から「川崎発電所リプレース計画」に係る法対象条例環境影響評価方法書の審査結果について、市長あて答申